

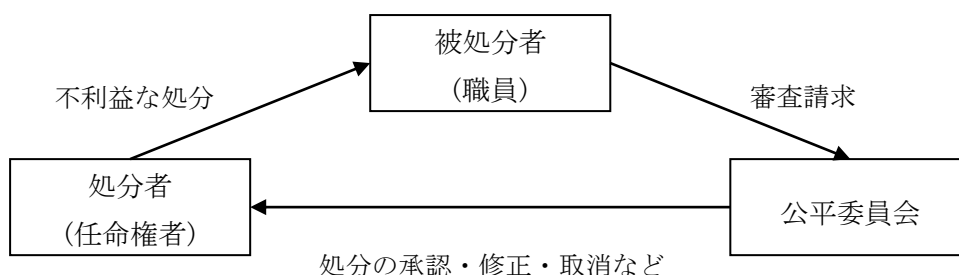
不利益処分に関する審査請求制度の概要

伊丹市公平委員会

1. 審査請求制度の意義

伊丹市の一般職の職員は、「地方公務員法」(以下「地公法」という)および「不利益処分についての不服申立てに関する規則(昭和41年12月28日伊丹市公平委員会規則第5号)」(以下「規則」という)に基づき、その意に反して不利益な処分を受けた場合には、公平委員会に審査請求することができます。

公平委員会は、職員から審査請求があった場合には、その処分の違法性・妥当性を審査して、その処分を承認し、修正し、又は取消し、及び必要があるときには任命権者にその職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をします。



2. 公平委員会に審査請求のできる職員

審査請求のできる職員	審査請求することができない職員
一般職の職員 (一般行政職員、教育公務員[市立伊丹高等学校・市立幼稚園の教育職員]、消防職員、任期付職員、再任用職員、会計年度任用職員)	一般職の職員 (臨時職員、条件付採用期間中の職員) 公営企業職員 (病院・上下水道局・交通局・モーターボート事業の職員) 特別職の職員 (非常勤嘱託職員他) 市立小中学校の教育職員 (県費負担職員) 技能職員 等

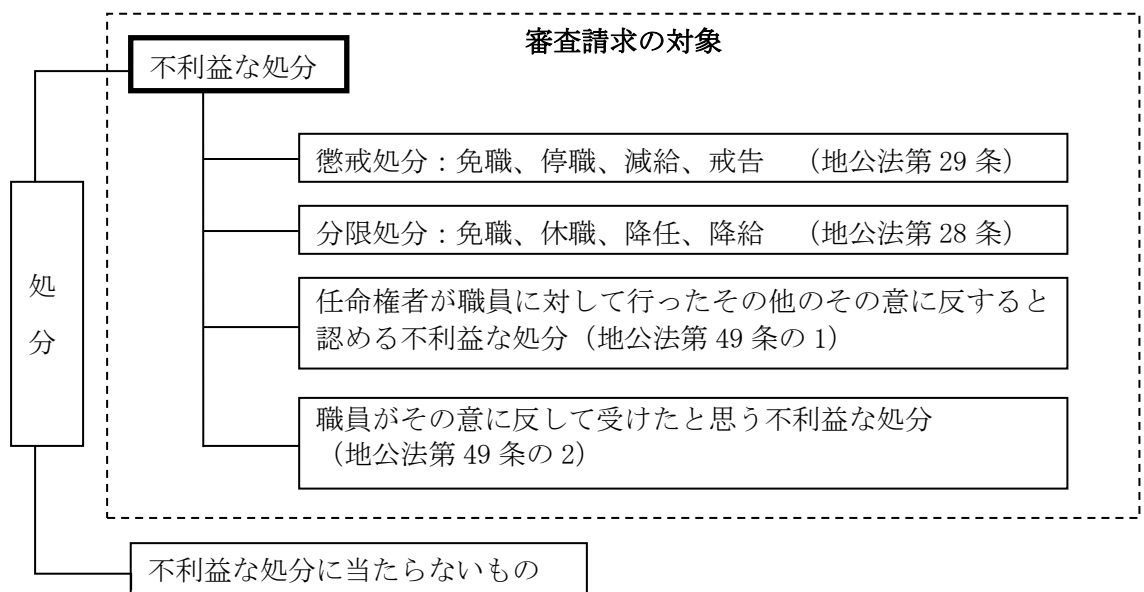
・退職した職員は、退職処分(懲戒免職、分限免職又はその他退職に関する処分)に限り審査請求ができます。

3. 審査請求の対象となる不利益な処分

審査請求の対象となるのは、「職員の意に反する不利益な処分」に限られ、職員に対する不利益な処分以外の処分や職員のした申請に対する不作為は、対象となりません。

人事上の措置であっても、職員の法律上の地位または権利関係に対して直接に効果を及ぼさないもの、例えば訓告・口頭注意などは審査請求の対象とはなりません。

[不利益処分の類型]



4. 審査請求のできる期間

審査請求は、処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に行わなければならない。

また、処分のあったことを知らなくても、処分のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることはできません。(地公法第 49 条の 3)

5. 審査請求の方法、他、審理の手続き等

審査請求の方法、他、審理の手続き等については規則の定めるところによります。

6. 審理の方法

審理方式には書面審理と口頭審理（公開・非公開）の 2 種類があり、書面審理で行うのが原則です。

ただし、審査請求をした職員（以下「請求人」という。）から口頭審理の請求があった場合には、口頭審理を行います。さらに、請求人から公開の請求があったときには、公開して口頭審理を行います。（地公法第 50 条第 1 項）

書面審理：提出された書面及び当事者の質問等によって争点整理、証拠調べ等を行う審理です。書面審理の場合でも、当事者は審査が終了するまでは、いつでも公平委員会に対し口頭で意見を述べることができます。

口頭審理：公平委員会が当事者本人及び代理人の出席の下、証拠調べその他必要と認める事項に関する審理を口頭で行うものです。

7. 裁決（判定）

審理が終了すると裁決（判定）を行います。請求人への処分が違法かまたは不当なものであるときは、処分を修正し、あるいは取消します。請求人への処分が適切かつ妥当であるときは、処分を承認します。

また、公平委員会は、必要がある場合には、任命権者に対して、請求人の受けるべきであった給付その他の回復等、処分によって受けた不当な取扱を是正するための指示をします。（地公法第 50 条第 3 項）

8. 訴訟との関係

審査請求ができる処分については、公平委員会の裁決を経たあとでなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません。（地公法第 51 条の 2）

ただし、「審査請求があつた日から三箇月を経過しても裁決がないとき」、「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき」、「その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき」は、裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。（行政事件訴訟法第 8 条第 2 項）

公平委員会の裁決に不服がある場合には、裁決があつたことを知った日から 6 か月以内に、裁判所に処分または裁決の取消しの訴えを提起することができます。（行政事件訴訟法第 14 条第 1 項）

裁決のあつたことを知らなかった場合でも、裁決のあつた日から 1 年を経過したときは訴えを提起することができません。（行政事件訴訟法第 14 条第 2 項）

9. 審査請求手続きの流れ

